

## Proself 年間保守サービス規約

### 第1条 目的

Proself 年間保守サービス規約は、株式会社ノースグリッド（以下弊社といたします）がお客様に対し提供するサービス（以下「本サービス」という）についての規約を定めたものです。

### 第2条 本サービスの内容

弊社の行う本サービスの内容は、以下のとおりとする。

- ①平日 10:00 から 19:00 までの電話、メールによる Proself 製品のサポート
- ②メジャーバージョンアップ版の無償提供
- ③その他上記に付帯する業務

### 第3条 秘密保持義務

お客様および弊社は、本規約の履行に関して知りまたは知り得た相手方（以下「開示者」といい、他方を「被開示者」という。）の秘密を本サービスの期間中のみならず、その満了または解約後においても第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、次のいずれかに該当するものについてはこの限りではありません。

- ①開示の時点ですでに公知のもの、または開示後情報を受領した当事者の責めによらずして公知となったもの
- ②開示者が開示を行った時点ですでに被開示者が保有しているもの
- ③第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- ④開示者の開示に関係なく被開示者が独自で開発したもの

### 第4条 本サービスに対する協力

お問い合わせのあった問題の原因調査において、弊社からお客様に協力を依頼する場合があります。その場合、お客様には可能な範囲で弊社にご協力頂きます。

### 第5条 お客様の責任

- ① お客様は、本ソフトウェアの不具合を発見した場合は弊社に通知すると共に、不具合に関する必要な情報を弊社に提供するものとします。
- ②お客様は、本ソフトウェアの適切な操作環境ならびに動作を確保し、この目的のために弊社より指示が為されているときにこれに従い、その他弊社によるサービス実施のために必要とされる措置を講じるものとします。
- ③お客様が所有もしくは占有する機器に記録された自己のデータ、情報などを保護するための適切な措置は、お客様の責任において実施するものとします。

### 第6条 弊社の責任

弊社は、データの喪失および逸失利益に対して責任を負わないものとします。

弊社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害（ただし、データの喪失および逸失利益を除く）が発生した場合において、弊社の損害賠償責任は、年間サポートの年間料金を限度とします。

### 第7条 本サービスの制限事項

弊社が以下の項目に該当すると判断する事由があった場合、本サービスの利用を制限する場合があります。

また、火災、停電、天変地異およびシステム上の不具合が発生した場合は、本サービスが一時利用できない場合があります。

- ①弊社の規定する動作環境外あるいはお客様固有の特殊な動作環境における不具合に対する問合せの場合
- ②弊社が規定・提供する本サービス以外の対象・方法による本サービスを強要する行為。
- ③第三者または弊社に不利益もしくは損害を与える行為、またはその恐れのある行為。
- ④公序良俗に反する行為、またはその恐れのある行為。
- ⑤その他法律、法令または条例に違反する行為、またはその恐れのある行為。
- ⑥その他弊社が不適切と判断する行為。

### 第8条 年間保守サービスの提供期間

本サービスの提供可能な期間は本ソフトウェアの出荷停止日から5年後までとします。それ以降については希望があれば協議の上、個別に対応します。なお既に決定しているソフトウェアの本サービス提供終了日は次の通りです。

Proself Ver.1	2011年11月22日
Proself Ver.2	2013年11月29日
Proself Ver.3	2018年3月31日
Proself Ver.4	出荷継続中のため終了日未定

### 第9条 本規約の改廃

弊社は、本規約の一部または全部を予告なく変更または廃止することがあります。

お客様は前項弊社の変更または廃止について、すべて了承するものとします。

### 第10条 協議解決

本規約に定めない事項、または本規約のいずれかの条項の解釈に疑義が生じた場合は、お客様と弊社は誠意をもって協議し円満に解決するものとします。